

明治150年記念「世界青年の船」事業 応募要領

1 応募資格

明治150年記念「世界青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。また、本事業に応募する者は、一定の条件の下で、平成30年度において内閣府が実施する「東南アジア青年の船事業」との併願も可能とする（本応募要領「7 併願について」参照）。なお、「国際青年育成交流事業」「日本・中国青年親善交流事業」「日本・韓国青年親善交流事業」及び「地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」」へ応募することはできない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、平成30年4月1日現在、18歳以上30歳以下（昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験を生かして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者

国際交流活動や青少年活動をはじめとする社会貢献活動を地域等で活発に行っている者については、選考に際し、その点を考慮する。

(3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

事業期間中、定められた活動を円滑に行うことができる英語力を有する者

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

(1) 本事業を含め、内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者

(2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

平成30年1月下旬から4月中旬にかけての各都道府県又は全国的青少年団体等において定める期間

4 募集人員

約120人

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1通

様式は内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

イ 作文 1編

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

a テーマ

本事業の参加青年として参加することになった場合、

事業の活動の中で何をしたいか

帰国後その経験をどのように生かすか

という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

b 字数

1,200字以内（題名及び氏名は字数に含まない。）

c 書式

縦A 4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

ウ 健康診断書 1通

平成29年4月1日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するものの他、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

エ 推薦書（様式2）（提出は任意）

団体に所属して国際交流活動や青少年活動を始めとする社会活動を活発に行っている者については、所属団体による推薦書を提出することができる。

推薦書は何通提出してもよいが、1所属団体につき1通までとする。

様式は内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文及び健康診断書をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため() 各主管課(室)に確認されたい。また、全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

() 住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等。

(3) その他

提出書類は、返却しない。

6 選考の流れ

(1) 第1次選考

都道府県知事（若しくは教育長）又は全国的青少年団体等の代表者（以下「推薦者」という。）が、それぞれ、日時、実施方法等を定めて第1次選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1～2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科目

- a 面接試験
- b 語学試験（英会話面接）
- c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

期日：平成30年6月30日（土）、7月1日（日）若しくは7日（土）のうち内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

又は内閣府が指定する大阪市内の会場（7月7日（土））

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

オ 通知

第2次選考合格者を最終合格者とし、平成30年7月上旬以降に、結果を内閣府から本人に直接通知する。

(3) 参加条件

最終合格者は、内閣府が指定する期日までに本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等（学生にあっては、学長・学部長、ゼミ担当教員等）の参加確認書各1通を提出の上、事前研修の全日程に参加することを条件に、事業への参加を認められるものとする。必要な条件を満たさなかった場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、決定を取り消すことがある。

7 併願について

(1) 併願の条件

「東南アジア青年の船事業」を第1希望とする場合にのみ、「明治150年記念世界青年の船事業」との併願を可能とする。「明治150年記念世界青年の船事業」を第1希望とする場合は、「東南アジア青年の船事業」との併願はできない。

(2) 提出書類

「東南アジア青年の船事業」との併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入すること。その場合、参加申込書、作文及び健康診断書は1通ずつの提出で可(3事業に応募するために、各書類を3通ずつ用意する必要はない)。ただし、作文については、規定の文字数で足りない場合には1事業につき1編提出しても構わない。

(3) 受験資格

「東南アジア青年の船事業」に合格した者は、その時点で「明治150年記念世界青年の船事業」の受験資格を失う。「東南アジア青年の船事業」の不合格者で、「明治150年記念世界青年の船事業」を第2希望として応募した者に、「明治150年記念世界青年の船事業」の受験票を送付する。

8 その他

経済的理由により参加費の納付が困難な場合には、参加費の免除を申請することができる。第2次選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請すること(詳細別紙参照。申請様式は第2次選考合格通知とともに送付する。)なお、選考試験受験のための往復の旅費、旅券発行手数料等については、本人負担となる。

参加費免除の申請について

参加費免除を申請する者については、以下のいずれかの要件を満たす者とし、申請書及び必要書類を準備し、2次選考合格後、内閣府に提出すること。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとする。

<申請対象>

経済的理由により参加費の納付が困難な者のうち、内閣府が定める家計基準を満たす者【別紙2参照】

<申請に必要な書類>

【全員が必ず提出する書類】

- 申請書類一覧及び確認票（様式6-1）
- 参加費免除申請書（様式6-2）
- 家庭調書（様式6-3）
- 最新の所得（課税）証明書（申請者を含む世帯全員分）
- 住民票謄本（申請者を含む世帯全員分）

以下に該当する場合は、下記書類も併せて提出すること

収入関係：（年金・恩給等の受給者）年金の受領金額が分かる書類（公的年金の源泉徴収票、年金振込通知書、年金支払通知書、年金証書等）

（失業保険の受給者）雇用保険受給資格者証

（生活保護の受給者）生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書

（養育費、遺族年金、児童扶養手当等の受給者）児童扶養手当証書、遺族年金振込通知書等

（平成27年1月以降、開業、転業、就職、転職した方）給与明細票等

（退職者）退職金支給額証明書

（主たる家計支持者の死亡）死亡保険金支払額証明書及び退職金支給額証明書

特別控除：（母子家庭・父子家庭）戸籍抄本

（本人以外の就学者）家族全員の在学証明書又は学生証（写）

（障害者）障害者手帳（写）

（長期療養者）医師の診断書及び過去3カ月の医療費等の支払証明書又は領収書

（主たる家計支持者の別居）単身赴任先の過去3カ月の住居・光熱・水道費の支払いが分かる書類

（火災・風水害等の被災）罹災証明書・被災証明書及び被災額が判断できる書類

<注意事項>

参加費免除の申請を行った者で要件に合致しなかった場合、及び期日までに必要書類の提出がない場合、申請は受理できませんので御注意ください。必要に応じて上記以外の書類の提出を求めます場合がありますので御留意ください。

また、参加費免除の認定後、虚偽の申請であることが判明した場合は、事業参加を取り消すこともありますので、御注意ください。

内閣府が定める家計基準

(1) 及び(2)により算出した家計評価額がゼロを下回る場合に、家計基準を満たすものとする。

(1) 家族の1年間の総収入金額より総所得金額を計算

$$A \text{ 総所得額} = (B \text{ 総収入金額} - C \text{ 必要経費}) - D \text{ 特別控除}$$

B 総収入金額について

同一世帯に属する者の収入全てを計上する。

C 必要経費の控除

給与所得

B 総収入金額のうち、各個人の収入金額についてそれぞれ以下に示す額をC 必要経費として控除する。

- ・ 104万円以下：収入金額と同額
- ・ 104万円を超え200万円以下：収入金額×0.2+83万円
- ・ 200万円を超え653万円以下：収入金額×0.3+62万円
- ・ 653万円を超えるもの：258万円

給与以外の所得（事業所得）

そのままの金額（必要経費はゼロ）

D 特別控除

- ・ 母子・父子世帯（49万円）
- ・ 就学者（小学生8万円、中学生16万円、公立高校生28万円、国公立大学生59万円）
- ・ 障害者（1人につき86万円）
- ・ 長期療養者（療養のために特別に支出された金額）
- ・ 主たる家計支持者の別居（別居のために特別に支出された金額 71万円以下）
- ・ 火災・風水害・盗難等の被害（日常生活・生計にかかわる被害金額）
- ・ 父母以外の生計者（1人につき38万円以下、本人及び配偶者は除く）

(2) 収入基準額より家計評価額を計算

$$F \text{ 家計評価額} = A \text{ 総所得額} - E \text{ 収入基準額}$$

E 収入基準

世帯人員	区分	
	1人世帯	88万円
2人世帯	140万円	
3人世帯	162万円	
4人世帯	175万円	
5人世帯	189万円	
6人世帯	199万円	
7人世帯	207万円	

世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに、8万円を加算する。